

令和5年嵐山町農業委員会 第8回総会議事録

1. 開会日時 令和5年10月25日(水) 午前10時30分～午前11時00分

2. 開催場所 嵐山町役場 町民ホール

3. 出席委員(出席者6名)

農業委員

第2番 金井敏隆 第3番 内田公生 第4番 内田久子 第6番 杉田健一

第7番 青木美恵子 第8番 杉田 哲

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

日程第 5 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. 農業委員会事務局職員

事務局 長 中村 寧

事務局 次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は6名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和5年嵐山町農業委員会 第8回総会は成
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第2 金井 敏隆 委員

議席番号 第3 内田 公生 委員

議席番号 第4 内田 久子 委員

以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第8回総会に提出されました議案について報告します。報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について1件、議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1件、合計2件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 続きまして、日程第4 報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、説明いたします。

事務局 届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番△△ 地目：畑、面積：335㎡です。

事務局 届出者は、比企郡嵐山町〇〇〇〇△丁目△△番地△ 氏名A氏です。

事務局 転用目的は、自己用住宅です。

事務局 令和5年9月26日、嵐山町農業委員会事務局長専決
規程に基づき、受理しております。以上です。

議長 ありがとうございます。
この件につきましては、嵐山町農業委員会事務局長専決規程第3条に基づく専決処分の報告事項ですので、
ご了承願います。

議長 続きまして、日程第5 議案第19号 農地法第5条
第1項の規定による許可申請についての件を議題とし
ます。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可
申請について、説明いたします。

事務局 申請地は比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番
△、地目：畑、面積：306㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇〇△△△番地
氏名 B 氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△
氏名 C 氏です。

事務局 転用目的は自己用住宅です。

事務局 申請者は、現在、嵐山町内の実家の戸建て住宅にて
生活しておりますが、以前事故に遭い、車椅子での生
活となっております。実家はバリアフリーに対応して
おらず不自由があり、将来のことも考え、車椅子でも
自立した生活を行えるように新たに戸建て住宅の建
築を計画しました。申請地は閑静な住宅街にあり、駅
にも近く、生活するには利便性の良い場所で望んでい
た暮らしができると考えております。また、市街化区
域でいくつかの建築候補地を探しましたが、希望条件
に合わず、断念し、当申請地に決めたとのことでした。

事務局 それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

事務局 工事計画：令和5年11月20日から令和6年3月30日までです。

事務局 農地区分：おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域にある農地であります。相当数の家屋が連たんしている既存の集落に接続しているため、農地転用の不許可の例外規定に該当します。

事務局 資力及び信用：過去に違反転用はなく、建築に係る費用は全て自己資金とのことです。資金調達計画書や残高証明書の添付があり、所要金額の内訳等も確認できているため、問題ないと思われれます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われれます。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと考えます。

事務局 法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況：都市計画法第29条第1項の規定による開発許可を申請中とのことでした。

事務局 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、農地以外の土地の利用見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性については、全て該当しません。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第3班青木委員、お願いします。

青木委員

議案第19号について、調査報告をいたします。

10月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。〇〇〇〇〇〇〇〇の□側に位置する農地であり、自己用住宅を建設予定です。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたしました。以上報告いたします。

議長 ありがとうございます。

議長 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長

以上をもちまして、令和5年嵐山町農業委員会第8回
総会を閉会します。

議長

ご苦労さまでした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 杉田 哲

委員 金井 敏隆

委員 内田 公生

委員 内田 久子
